

## 特別支援学級の教育課程

特別支援学級は、障害があるために通常の学級における指導では十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために編制された少人数の学級で、児童生徒の障害の状態等に応じて、適切な配慮の下に指導が行われる必要があります。

つまり、対象となる児童生徒の障害の種類、程度等によっては、障害のない児童生徒に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があります。

そのため、特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、「特別の教育課程によることができる」（学校教育法施行規則第138条）と規定されています。特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、指導に当たっては、特別支援学級の担任だけでなく他の教師と連携協力して、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた効果的な指導を行う必要があります。

### コラム1

#### 教育課程とは

教育課程に関する法令に従い、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動<sup>\*</sup>について、それらの目標やねらいを実現するよう教育の内容を学年に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画です。<sup>\*</sup>特別支援学校の場合

## 特別支援学級の教育課程の基本的な考え方

特別支援学級の教育課程は、小学校、中学校学習指導要領を原則としています。したがって、通常の学級と同じように、各校の学校教育目標を踏まえて編成します。

では、特別支援学級の教育課程の編成に際し、通常の学級と異なる点は、何でしょうか。それは、教育課程の編成の際に、児童生徒の実態や保護者の願いに基づき、目標やねらいを設定し、学習内容を考えることにあります。

つまり、児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、可能な限り自立し、社会参加するために、子どもの教育的ニーズに応え、自立活動等を取り入れた教育を行います。そこで、参考となるのが特別支援学校の教育課程です。

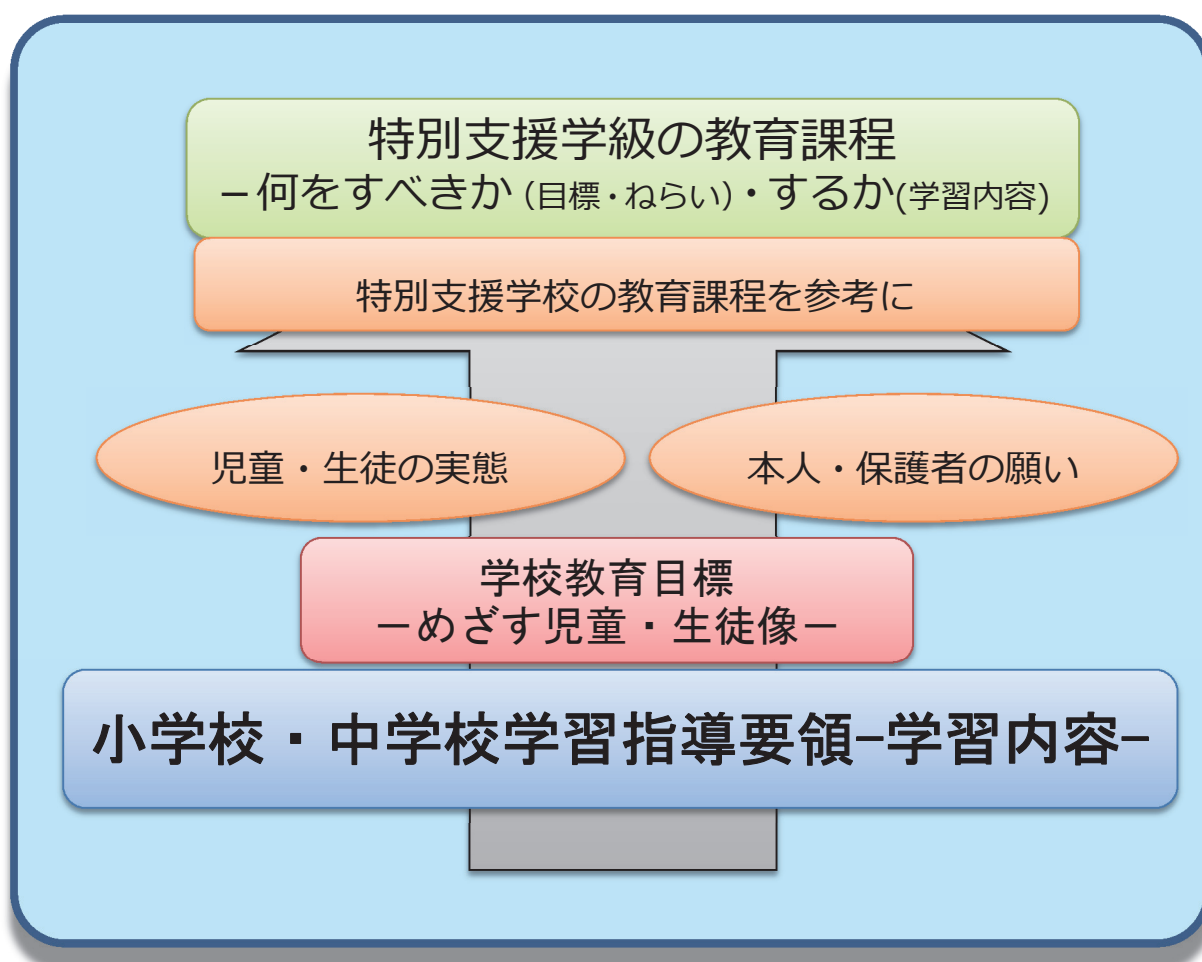


図 1-1 特別支援学級の教育課程編成の考え方 1

## 特別なニーズのある児童生徒に対する教育課程の編成 —「何」をすべきか・するか、を考える—

教育課程は、校長が責任者となって編成します（学習指導要領解説 総則編）。そして、学校組織における教育課程の編成作業は、全教職員の協力の下に行われる必要があります。

特別支援学級は、小学校又は中学校の学級の一つであるから、これを適切に運営していくためには、通常の学級と同様、すべての教師の理解と協力が必要です。

### ■ 教育課程を編成する

特別な教育的ニーズのある児童生徒の場合、まず、対象児童生徒が、通常の学級において実施可能な配慮や支援を行うことで、当該学年の内容を学習可能かどうか検討します。その際、特別支援学校学習指導要領に示されている特別の領域である自立活動の指導を参考にすることが望まれます。自立活動の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域です（19 ページで説明しています）。

通常の学級での学習が難しいと判断される場合は、特別支援学級における教育課程を検討します。

特別支援学級における教育課程を編成する場合、特別支援学級で実施可能な配慮や支援によって、対象児童生徒が当該学年の内容で学習が可能かどうかを検討します。その際にも、自立活動の指導を念頭に、内容を検討します。

当該学年の内容で学習が難しい場合は、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科の内容に変更するなど、指導内容の変更を検討します。さらに、グループ別学習や個別学習といった学習形態の工夫や、各教科等を合わせて指導を行うなどの指導の形態の工夫を検討し、学校教育法に定める小学校の目的及び目標の達成を目指します（図1-2）。

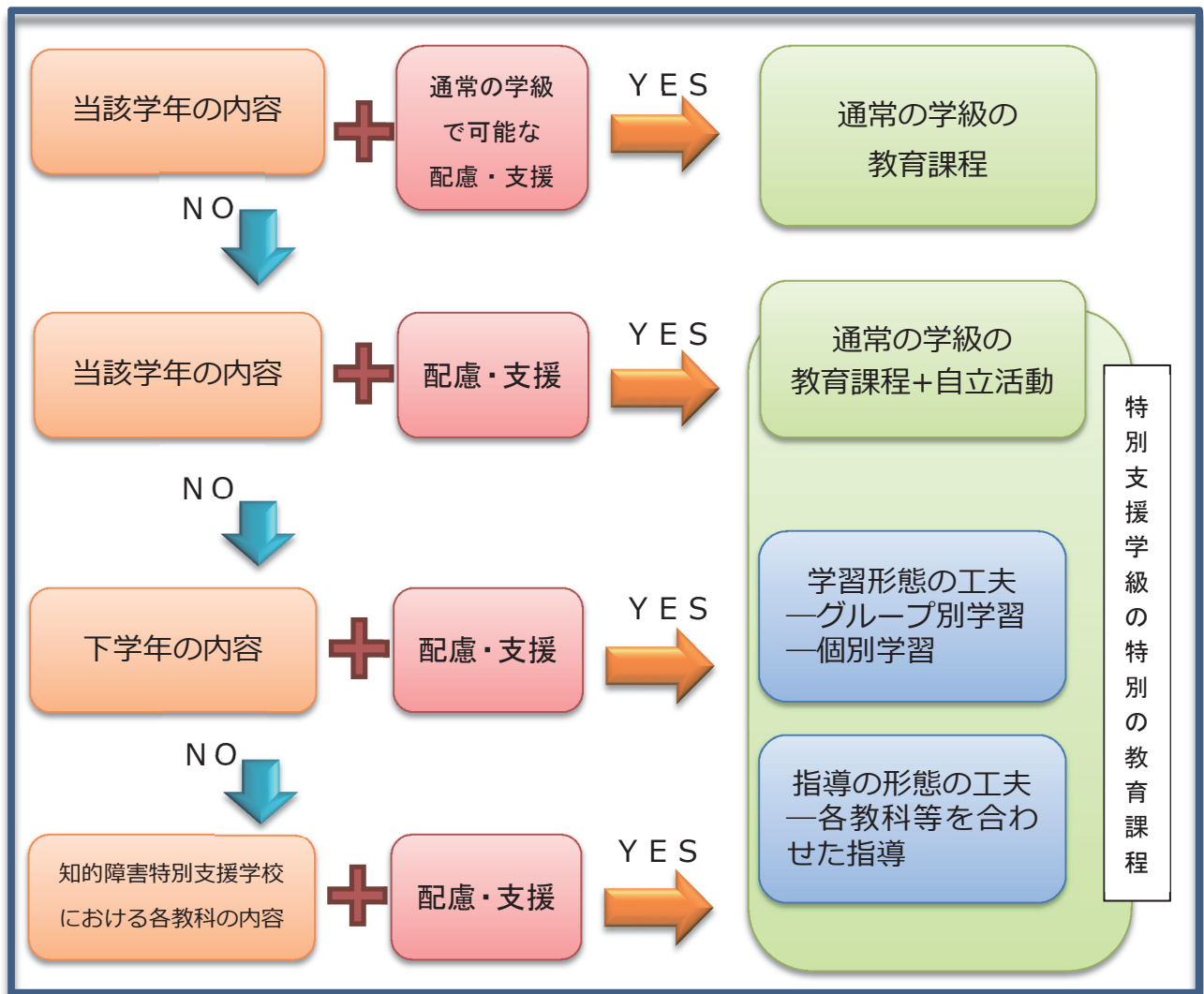


図 1-2 特別支援学級の教育課程編成の考え方 2

◇通級による指導◇

通級による指導は、障害の状態に応じた特別の指導（自立活動の指導等）を特別の指導の場（通級指導教室）で行うことです。

通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成することができます。

◇教育課程を編成する際の資料◇

特別支援学級の教育課程を編成する際には、各教育委員会が示している手引き書等の他に、次の資料が参考になります。

- ・ 特別支援学校学習指導要領、同指導要領解説（総則等編）
- ・ 特別支援学校学習指導要領、同指導要領解説（自立活動編）

## ■ 特別の教育課程

特別支援学級は、障害のある子どもを対象としているので、通常の学級で行われる教育課程をそのまま適用できない場合があります。そこで、特別の教育課程を編成することができるようになっています。

特別の教育課程の編成では、次のことが可能となります。

### 各教科の内容

下学年の内容や特別支援学校（知的障害）の各教科の内容に替えることができます。

### 授業時数

各教科・領域等の授業時数は、弾力的な取り扱いができます。ただし、総授業時数は、小・中学校と同じです。

### 自立活動の指導

特別に設けられた領域（自立活動）の指導を取り入れます。「自立活動の指導」については、19 ページで説明しています。

### 各教科等を合わせた指導

領域・教科を合わせた指導ができます。14 ページ以降で、具体的な指導の形態について説明しています。

### 教科用図書

当該学年の教科書に代えて、他の適切な教科用図書を使用することができます。各地の教科書の展示会等を参考にして、児童生徒の実態に合った教科書を選定するようにします。

## コラム2

### 「特別の教育課程」の法的根拠

「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」(学校教育法施行規則第138条)

特別の教育課程を編成する場合でも、「学校教育法に定める小学校の目的及び目標を達成するものでなければならない」ことや、「学級の実態や児童の障害の程度等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考」とすることが示されています。

また、特別の教育課程を編成する場合、検定教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することもできます。(学校教育法施行規則第139条)

## 知的障害のない子どもの場合

小・中学校の当該学年に準ずる教育課程を基本とします。また、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導として、「自立活動の指導」の領域を設定することができます。「自立活動の指導」の授業時間を特設して行う場合、他の教科・領域の時間数を調整することになります。

例えば、弱視特別支援学級に在籍している児童生徒は、拡大鏡等を使用しても通常の文字や図形等の視覚による認識が困難です。したがって、拡大文字教材やディスプレイに文字を大きく映す機器の活用や照明の調節など、一人一人の見え方に適した教材・教具や学習環境の工夫が必要となります。また、小・中学校の当該学年の教育課程を基本とすることから、通常の学級の教育課程との関連性をもつことが重要です。

また、難聴特別支援学級には、補聴器等を使用しても通常の話声が聞こえにくい児童生徒が在籍しています。したがって、児童生徒の障害の状態等に応じた、音声や文字等を適切に活用するなど、意思の相互伝達が活発に行われるような指導方法の工夫が求められます。また、小・中学校の当該学年の教育課程を基本とすることから、通常の学級の教育課程との関連性が必要です。

この他にも、自閉症・情緒障害特別支援学級や肢体不自由特別支援学級、病弱・身体虚弱特別支援学級の教育課程においても、通常の学級の教育課程との関連性を持つことが大切です。

このように、知的障害のない子どもの場合の教育課程では、通常の学級の教育課程を踏まえた教育課程を編成することにより、小・中学校の当該学年の指導内容を保障することが必要です。

具体的には、各教科等の内容やねらいによっては、学習の場を通常の学級に設定することで、効果的な学習活動が展開できるようにします。その際にも、子どもの障害特性に応じた配慮や指導の工夫を行うことが必要です。



## 知的障害のある子どもの場合

小・中学校の当該学年に準ずる教育課程を基本としますが、特別支援学校学習指導要領を参考にします。

### ■ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科の内容に変更する場合

特別支援学校学習指導要領「知的障害者である児童生徒に対する教育」には、知的障害の特徴及び学習上の特性等を踏まえ、児童生徒が自立し社会参加するために必要な知識や技能、態度などを身に付けることを重視した、各教科等の目標と内容等が示されています。

例えば、特別支援学校（知的障害）小学部の各教科は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の6教科で構成されており、それらを第1学年から第6学年を通して履修することし、それぞれの内容は、学年別に示さず、小学部は3段階で示されています。

中学部の各教科については、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の8教科に外国語科を加えることができ、それらを第1学年から第3学年を通じて履修することとしています。外国語科は、各学校の判断により必要に応じて設けることができる教科です。このほか、その他特に必要な教科を学校の判断により設けることができます。各教科の内容は、学年別に示さず、中学部は1段階で示されています。

このほか、道徳、特別活動及び自立活動によって編成することとし、内容等の取扱いに関する事項を定めています。

知的障害のある児童生徒が在籍している特別支援学級の場合は、これらの内容を参考に教育課程を編成します。

#### コラム3

#### 特別支援学校の教育課程

特別支援学校では、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく生活上又は学習上の困難を改善・克服するために「自立活動」という特別の指導領域が設けられています。また、児童生徒の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっています。

なお、知的障害者を教育する特別支援学校については、知的障害の特徴や学習上の特性などを踏まえた独自の教科及びその目標や内容が示されています。



## ■ 各教科等を合わせて指導を行う場合－指導の形態を工夫する－

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校では、児童生徒の知的障害の状態等に即した指導を進めるために、各教科、道徳、特別活動及び自立活動（以下、「各教科等」といいます。）を合わせて指導を行う場合と、各教科等それぞれの時間を設けて指導を行う場合があります。

各教科等を合わせて指導を行う場合とは、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことです。

知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえ、特別支援学校においては、この各教科等を合わせて指導を行うことが効果的であることから、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されてきています。



### コラム4

#### 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科 －段階による内容構成－

各教科の内容は、学年別に示さず、小学部は3段階、中学部は1段階、高等部は2段階で示しています。これは、対象とする児童生徒の学力などが、同一学年であっても、知的障害の状態や経験等が様々であり、個人差が大きいためであり、段階を設けて示した方が、個々の児童生徒の実態等に即し、各教科の内容を選択して指導しやすいからです。

各教科の各段階は、基本的には、知的発達、身体発育、運動発達、生活経験、社会性、職業能力等の状態を考慮して目標や内容を定め、小学部1段階から高等部2段階へと6段階に積み上げています。



## 日常生活の指導

「児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に指導するもの」です。日常生活の指導は、生活科の内容だけでなく、広範囲に、各教科等の内容が扱われます。例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的な生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活において必要で基本的な内容です。

## 遊びの指導

「遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動をはぐくみ、心身の発達を促していくもの」です。遊びの指導では、生活科の内容をはじめ、各教科等にかかわる広範囲の内容が扱われます。遊びの指導は、子どもの発達を促す重要な活動として考えられるので、小学校低学年から中学年の教育課程に位置付けて取り組まれることがあります。

具体的には、場や遊具等が限定されることなく、児童が比較的自由に取り組むもの（自由遊び）から、期間や時間設定、題材や集団構成などに一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊び（設定遊び）まで、連続的に設定されます。また、遊びの指導の成果が各教科別の指導等につながることもあります。

### コラム5

#### 知的障害のある児童生徒の学習上の特性

学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことや、成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことが挙げられます。また、実際的な生活経験が不足しがちであることから、実際の・具体的な内容の指導が必要であり、抽象的な内容の指導よりも効果的であるとされています。

さらに、教材・教具や補助用具を含めた学習環境の効果的な設定を始めとして、児童生徒へのかかわり方の一貫性や継続性の確保、在籍する児童生徒に関する周囲の理解などの環境条件も整え、知的障害のある児童生徒の学習活動への主体的な参加や経験の拡大を促していくことも大切です。

## 生活単元学習

「児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際的・総合的に学習するもの」です。生活単元学習では、広範囲に各教科等の内容が扱われます。生活単元学習の指導では、児童生徒の学習活動は、生活的な目標や課題に沿って組織されることが大切です。単元を構成する際には、学習活動への意欲の高まりが、授業開始時及び単元開始時から展開、そして終末時に向かって高まっていくように、単元計画を立てることが大切です。

具体的には、実際の生活に合わせた内容を取り上げ、生活体験や経験を増やすように、日常生活のほか、季節や学校行事などを意識した取組が展開されます。学校行事に関連付けて実施する際には、学校行事を行う意義を明確にし、学校行事の目標を達成しつつ、生活単元学習における目標も達成できる単元構成や展開であることが大切です。

## 作業学習

「作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するもの」とされています。作業学習の指導は、単に職業・家庭科の内容だけではなく、各教科等の広範囲の内容が扱われます。特別支援学校（知的障害）の中学部や高等部で取り扱われる作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニングなどのほか、販売、清掃、接客なども含み多種多様です。これらを参考に、例えば、技術・家庭科や美術科などの内容を取り入れながら、園芸栽培や紙工芸、木工芸といった作業活動を、生徒の実態に応じて作業工程を整理して展開することが考えられます。特に、中学校の場合は、生徒が働いている自己の将来像を、肯定的にイメージできるようにするなど、進路指導と関連付けて取り組むことが大切です。

### コラム6

#### 特別支援学校（知的障害）の「生活」と、小学校の「生活」

特別支援学校（知的障害）の小学部の「生活」は、小学校1・2年生の「生活」と同じ教科名ですが、内容は大きく異なります。特別支援学校（知的障害）の「生活」の具体的な内容は、「基本的な生活習慣」「健康・安全」「遊び」「交際」「役割」「手伝い・仕事」「きまり」「日課・予定」「金銭」「自然」「社会の仕組み」「公共の施設」の12の観点から構成されています。

## ■ 編成の手順

### 実態を把握する

特別支援学級は、障害のある子ども達を対象としていることから、柔軟な教育課程の編成ができます。そのために、子どもの実態を丁寧に把握します。個別の指導計画の実態の欄に記載される内容と重複するものが多くあるので、個別の指導計画を活用することも考えられます。

### 指導内容の選定と組織

● 子ども一人一人の教育目標を達成するためには、どのような指導内容が必要であるのかを明らかにします。

- ◆ 学年相当の学習が可能であると予想される教科と困難であると予想される教科は何か。
- ◆ 交流及び共同学習を行うことが可能または望ましいと予想される教科は何か。
- ◆ 下学年の指導内容の適用が望ましいとされる内容は何か。
- ◆ 着替え、食事、排泄等、身辺処理状況はどうか。

● 各教科等の指導内容を考えます。

- ◆ 各教科等の指導内容については、小学校・中学校学習指導要領及び各教科の解説、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び解説で示されています。

● 各教科間の指導内容相互の関連を図り、指導内容を明確にします。

● 発展的、系統的な指導ができるように指導内容を配列し組織します。

● 合科的・関連的な指導について配慮します。各教科等を合わせて行う指導（知的障害特別支援学級）が適切かどうか検討します。

さらに、学級の状況（在籍人数や在籍学年の幅）を考慮して、指導内容を組織します。

#### コラム7

実態把握は、以下の点において行われます

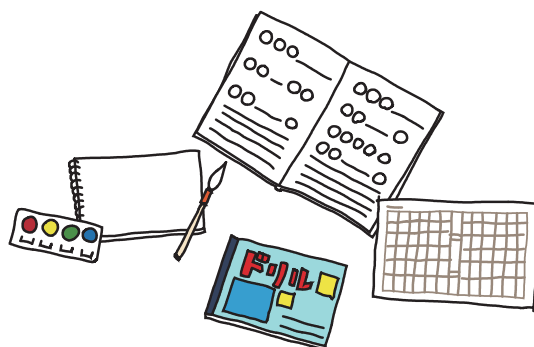
- ◆ 一人一人の障害の状態や程度、特性を十分に把握します。
  - ・ 障害の状態・発達や経験の程度・興味・関心・生活や学習環境など
- ◆ 学習状況を把握します。
- ◆ 身辺処理等の生活の様子やコミュニケーション能力、対人関係、運動能力等、実態を多面的に捉え、子どもの姿が明確になるように整理します。
- ◆ 保護者、養護教諭、交流学級の担任等から情報を集め、担任だけの限定された実態把握ではなく、よりの確な実態把握となるようにします。

## 授業時数の配当

- 総授業時数や各教科等の授業時数については、小学校又は中学校に準ずることになります。
- 子どもの実態を考慮して、子どもの負担過重にならないよう各教科等の授業時数を配当します。

## 時間割の作成

地域や学校、子どもの実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、時間割を弾力的に編成します。特別支援学級の同一学年の教育課程は一つですが、時間割は、それぞれの子どもに対して作成されます。



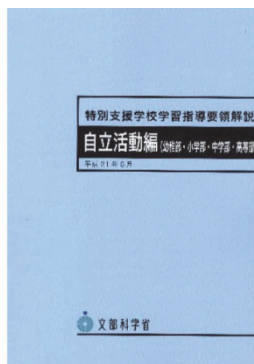
### コラム8

#### 各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える

特別支援学校小・中学部学習指導要領の第1章第2節第5の1において、児童又は生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、「(1) 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができること、(2) 各教科の各学年の目標及び内容の全部又は一部を、当該学年の前各学年の目標及び内容の全部又は一部によって、替えることができること、(3) 中学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部を、当該各教科に相当する小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部によって、替えることができること」とされています。

## 「自立活動」の指導

学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした、特別支援学校学習指導要領に示されている指導領域で、学校の教育活動全体を通じて行うものです。児童生徒の障害の状態や発達の段階等によっては、必要に応じて特設の自立活動の時間を設けます（自立活動の時間における指導）。



指導の内容は、6区分26項目に分類・整理されています。これらを相互に関連付けて、各教科等と密接な関連を保ち、適切な指導計画のもとに行う必要があります。

特別支援学級に在籍する児童生徒の場合は、その障害によって、日常生活や学習場面において様々なつまずきや困難が生じることから、自立活動の指導は重要となります。

なお、特設の自立活動の時間を設けない場合（時間割に自立活動の時間がない場合）でも、自立活動の指導は行う必要があることに留意します。

### コラム9

#### 自立活動の目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う（特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、第7章、p67）

例えば、自閉症・情緒障害特別支援学級では、社会性に対する指導を自立活動の時間において行う場合があります。また、自立活動は特設された時間のみでなく、各教科等の時間を通じて適切に行う必要があります。

障害のある児童生徒の教育は、自立活動の視点をもって考えることが不可欠です。

自立活動の時間に充てる授業時数は、「個々の児童生徒の障害の状態等に応じて適切に設定される必要がある」とされており、「一律に授業時数の標準としては示さず、各学校が実態に応じた適切な指導を行うことができる」ようになっています。したがって、個々の児童生徒の実態に即して作成された個別の指導計画の下に、適切な指導実践が行われることが求められます。



#### コラム 10

##### 個別の教育支援計画と個別の指導計画

「個別の教育支援計画」は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫して的確な支援を行うことを目的として作成されます。その作成・活用においては、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組を含め関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠であり、教育的支援を行うに当たり同計画を活用することが意図されています。

「個別の指導計画」は、指導を行うためのきめ細かい計画であり、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画です。例えば、個別の指導計画は、単元や学期、学年等ごとに作成され、その内容に基づいた指導が行われます。

## 自立活動の内容 6区分26項目

1. 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4) 健康状態の維持・改善に関する事。
2. 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関する事。 (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。
3. 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。 (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。 (4) 集団への参加の基礎に関する事。
4. 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関する事。 (2) 感覚や認知の特性への対応に関する事。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
5. 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4) 身体の移動能力に関する事。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。
6. コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2) 言語の受容と表出に関する事。 (3) 言語の形成と活用に関する事。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

### ◇個別の指導計画を作成する際の資料◇

個別の指導計画については、各教育委員会で様式や作成方法等を示している場合が多いです。

個別の指導計画を作成する際には、次の資料も参考になります。

#### ・「資料5 個別の指導計画の様式例」(文部科学省)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1298214.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1298214.htm)